

「第5次京都府高齢者健康福祉計画中間案」に対する 府民の皆様からの意見募集結果

平成21年3月31日
京都府健康福祉部
高齢者支援課
(電話：075-414-4578)

「第5次京都府高齢者健康福祉計画（中間案）」について、府民の皆様から御意見を募集いたしましたところ、お寄せいただいた御意見及びこれに対する府の考え方を下記のとおりお知らせします。

また、提出された府民の皆様の意見を十分に考慮し、「第5次京都府高齢者健康福祉計画」をとりまとめましたので、あわせて公表します。

記

1 意見募集期間

平成20年12月25日（木）～平成21年1月20日（火）

2 意見提出者数

6名／19件

3 意見の要旨とこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
療養病床再編	○平成23年度末までの介護療養型医療施設の廃止、平成24年度末に向けた医療療養病床の大幅削減により、今後も増加する高齢者への入院医療や介護に深刻な影響を与えることは明白であることから、京都府として国に廃止・削減の見直しを働きかけることを計画に明記していただきたい。	□療養病床の再編問題については、特に、受け皿整備が十分に進まないまま、国の目標どおり療養病床の削減を進めることは問題が多く、国に対して、先ずは必要な医療・介護サービスを提供できる受け皿の整備を先行させるよう、あらゆる機会を通じて強く要望を行ってきたところであり、御意見の趣旨を踏まえ、その旨を計画に記載します。
	○療養病床の受け皿として位置付けられている介護療養型老人保健施設については平成21年度の介護報酬改定の見直し案においても人員体制、介護報酬面ともに密度の濃い医療や介護を必要とする高齢者を受け入れるには不十分であり、介護療養型医療施設と同等の人員体制、介護報酬となるよう京都府として国に見直しを要望していただきたい。	□介護療養型老人保健施設については、今回の介護報酬改定の中で、夜間やターミナルケアについて一定の引き上げがなされたが、医療面でのサポート体制の強化にさらに取り組む必要があると考えており、国へも引き続き強く要望してまいります。

	<p>○認知症対策に関して、認知症高齢者が入院できる医療機関が少ない状況の中で、療養病床がその受け皿を担っていることから、認知症対策における療養病床の必要性を計画に記述していただきたい。</p>	<p>□認知症高齢者を含め、現に療養病床で療養介護を受けておられる高齢者やその御家族に不安を抱かせることのないよう、大幅な削減を目指す国の目標にこだわらず、必要な療養病床を確保することとしております。</p>
リハビリテーション	<p>○回復期リハビリテーション病棟の整備拡大は、リハビリテーションの推進に重要であるが、病棟の運営が難しいことから整備が進まない状況にある。また、回復期リハビリテーション病棟等から退院した患者が在宅で病院と同等のリハビリテーションを受けることは困難であり、退院後に状態が悪化するケースも少なくない。必要時に必要なリハビリテーションが受けられる病床を確保した医療機関への支援など、京都府独自の制度創設を望む。</p>	<p>□リハビリ病棟の整備が難しい中で、地域や在宅で必要なリハビリテーションが受けられる体制を確保するために、京都府リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション支援センターにおいて、リハビリテーションサービスを提供する事業所や施設に対し、訪問指導やリハビリテーションに関する相談を受けるとともに、リハビリテーションに従事する職員（介護職、看護職を含む。）を対象に段階的な研修を実施し資質向上を図ることで、地域におけるリハビリテーションサービスの充実に努めます。</p>
訪問看護	<p>○訪問看護は在宅医療を支える上で不可欠なサービスであり、その需要は増す一方であるが、小規模・少人数の訪問看護事業所が多く、夜間や休日等の対応も含め、全ての医療ニーズには対応できていない状況である。看護職員の増員を可能にするだけの十分な経済的支援が早急に行われることを望む。</p>	<p>□これまでから訪問看護ステーション等の充実が図られるよう、国に対し診療報酬や介護報酬の充実を要望するとともに、府独自の措置として、平成20年度から「訪問看護ステーション支援事業」を立ち上げ、新規に開設する訪問看護ステーションの備品整備等に対する助成を開始したところであり、引き続き訪問看護ステーション等の充実に向け取り組んでまいります。</p>
地域包括支援センター	<p>○地域包括支援センターを主体にした医療と福祉の連携強化には、人的、経済的支援が不可欠であり、人員を増員して地域包括支援センターを活性化するための十分な予算措置を講じていただきたい。</p>	<p>□地域包括支援センターについては、市町村への地域支援事業交付金や介護予防支援業務に係る介護報酬等により財源が措置されていますので、国に対して、地域支援事業費の上限額の弾力化や適正な介護報酬水準の確保を要望しているところです。また、地域包括支援センターを核とする医療・介護・福祉の連携によるワンストップの総合相談・支援窓口の整備や在宅ケアをチームで行う体制づくりへの予算措置を行い、支援</p>

		を行うこととしています。
	○どんなサービスが利用可能なのか、わかりにくい。介護保険を利用したい時に、どこにいったら相談したらよいか、わかるような仕組みが必要。	□介護保険サービス等に関する情報を適切に提供するため、相談サービス機関である地域包括支援センター等の体制整備を推進するとともに、京都府広報誌、パンフレット、ホームページ等の活用や市町村や関係機関とも連携を図り、府民に対する広報・啓発に努めます。
地域密着型サービス	○地域密着型サービスについては、地域の実情に応じて他市町村からの利用数も十分確保するとともに、地域における設置数を制限しないようにすべきである。	□地域密着型サービスの事業者指定にあたっては、事業所所在地の市町村が行い、原則として当該市町村の住民に限りサービス利用の対象としていますが、他市町村の住民の利用にあたっては、事業所所在地の市町村の同意を得た上で、当該他市町村が指定を行なうことにより、利用が可能になります。 また、施設の設置にあたっては、住民に最も身近な各市町村において介護保険事業計画に基づき、計画的に整備が進められことになっており、本府においても、その計画の達成に向け、助言や情報提供等の必要な支援を行ってまいります。
高齢者の権利擁護の促進	○権利侵害の視点に加えて、日常生活支援の面からも権利擁護の仕組みづくりの必要性が高まっていると思われる、そうした課題も記述いただくことを望みます。	□御意見の趣旨を踏まえ、計画に「日常生活上の様々な判断や手続、金銭管理に援助が必要な高齢者も多くなっている」といった旨を記載をします。
	○福祉サービス利用援助事業について、成年後見制度を補完するものとしてではなく、現状では、それぞれに固有の役割を果たしており、「補完」という考え方は適切ではなくなっていると考えている。	□御意見の趣旨を踏まえ、福祉サービス利用援助事業について、「高齢者が安心して暮らせるための総合的な生活支援の仕組みとして、判断能力が十分でない認知症高齢者等の利用を援助する」という趣旨の記述を計画に加えます。
	○成年後見制度の利用促進については、京都府においても一定の検討が行われているところですが、市町村長申立ての促進をはじめとする利用支援や後見人等の確保について、より一層の調整と促進を図られること	□高齢者が安心して住み慣れた地域で自立して生活し続けることができるための仕組みづくりの推進を行っていく中で、御意見の趣旨も踏まえ、検討を行ってまいります。

	を望みます。	
	○福祉サービス利用援助事業を実施する社会福祉協議会に対する京都府の取り組み方針を計画化いただくことを望みます。	□福祉サービス利用援助事業の活用促進、定着については、住民に身近な市町村社会福祉協議会での取組が不可欠であり、また制度の運営については、市町村社会福祉協議会だけではなく、京都府社会福祉協議会での実施体制の確保も含め、京都府としても重点的に取り組むべきであると考え、これまでから予算措置を含めて支援しており、引き続き本事業の推進が図られるよう支援してまいります。
高齢者の社会参加の促進	○特に過疎地域においては、地域での交通手段が十分でないことから移動が困難となり、高齢者が社会参加活動に取り組むことが難しい現状があります。よって、高齢者の社会参加促進と閉じこもり予防のために「地域交通会議」を軸とした地域交通網の整備と、自家用自動車有償運送の環境整備が図られるよう府行政として支援する旨を記載ください。	□過疎地域の交通手段の確保については、地域によって異なりますが、社会福祉協議会やNPO等によって取り組んでいただいております。そのような様々な団体が取り組む高齢者を地域全体で支える活動を支援していく旨を記載しております。今後ともこうした取組が一層充実されるよう、市町村などに要請してまいりたいと考えております。
社会福祉協議会	○地域社会において支援が必要な高齢者が抱える課題は、多様で複雑になっています。社会福祉協議会が幅広い機関・団体とネットワークを築き、日常生活支援等の取組を進めるためには、高齢者が抱える課題や背景をしっかりと把握し、適切な関係機関や支援活動につないでいくことが大切になっています。そのためには、支援活動全般をコーディネートする専門職員の配置の必要性が、厚生労働省の報告書等で強調されています。日常生活支援を充実させるため、府行政としての具体的な支援策を記載ください。	□高齢者の見守り、支援活動につきましては、平成18年度から「高齢者見守り隊」事業を実施し、市町村社協が中心となり、地域のボランティアやNPO、その他の団体と見守り・支援のネットワークを構築する事業を進めているところです。また、福祉サービス利用援助事業を担当する専門員を全市町村社協に配置し、支援の必要な高齢者等が福祉サービスを適切に利用できるよう、体制づくりに取り組んでいただいております。こうした取組について計画に記載しております。
ボランティア	○地域でのボランティア活動の振興を図るためには、社会福祉協議会のボランティアコーディネーターが経験を積み、専門性を高めることが重要です。今後も引き続き各市町村社協にボランティアコーディネーターが	□地域福祉の推進には住民に身近な市町村行政の御理解と御支援が必要であり、京都府としても市町村と御相談しながら、市町村社協に必要な支援が行なわれるよう取り組んでいきたいと考えます。また、地域福祉活

	<p>配置され、京都府社協による研修等が実施できるよう財源確保の支援をお願いいたします。</p> <p>あわせて、府民が地域福祉活動に参加し、高齢者を見守り、支え合うしくみをつくるためには、地域福祉活動の拠点整備が課題となっています。公的施設の活用や空き店舗の有効利用等、市町村行政や関係業界等と連携いただき、拠点整備の推進にお力添えいただきたい。</p>	<p>動の拠点整備につきましては、地域力再生事業などを活用して支援しているところです。</p>
保険料	<p>○支払う保険料に見合ったサービス提供が受けられるようにしてほしい。 (十分なサービスを受けるために必要なら、少しぐらいなら保険料が上がるのもやむを得ない。)</p>	<p>□各市町村においては、必要なサービス量を見込んで介護保険事業計画を策定し、サービスの提供が行われることになっており、それに見合う保険料の設定が行われることになっていきます。</p>
良質なサービス提供のための取組	<p>○営利優先の悪質な業者を排除し、安心してサービスが利用できる環境を整えてほしい。</p>	<p>□事業者に対する指導については、引き続き悪質な不正事案に対して指定取消を含む厳正な対応を行なう一方、サービスの質の向上を図る観点から虐待防止や身体拘束廃止等に向けた取組に対する援助的指導を進めてまいります。</p>
	<p>○介護保険サービスを安心して利用できる環境の整備に関し、介護保険制度を始め、サービス事業者の情報についてホームページや冊子等による情報提供の取組を進められたい。</p>	<p>□「介護サービス第三者評価」及び「介護サービス情報の公表」の利用促進を図るとともに、各種ホームページ（京都府、WAMNET（ワムネット）等）を活用し、必要な情報の提供に努めます。</p>
認知症対策	<p>○認知症高齢者が今後益々増加すると聞く。京都府としても、一層の認知症対策を進めてもらいたい。</p>	<p>□計画に「認知症高齢者対策等の推進」を設け、保健・医療・福祉の関係機関の連携を図り、早期の段階から高齢者と家族に対して必要とされるサービスを継続的に提供できるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発、認知症の予防、早期発見・対応、相談体制の充実、介護者への支援、認知症ケアの充実、地域で支える仕組みづくり等、認知症高齢者とその家族を支える施策を総合的に推進していきます。</p>